

令和3年度

# 青森市新規就農者定着化支援事業

青年等就農計画達成に向けた経営初期段階のステップアップに必要な取組む経費の一部を、就農初年度から3年度の間助成します！

## 【補助対象者等（令和元年度以降に経営を開始した方）】

○令和元年度・令和2年度に認定を受けた認定新規就農者  
 ☆補助率 10分の3以内の額（上限額：15万円/年度）  
 ☆活用について  
 ・就農初年度から3年度の間活用できます。  
 ・下記の補助対象経費の①を除き、②～⑤を期間中に活用できるのは1回限りです。  
 ・補助金の交付は当該年度1回限りです。

○令和3年度に認定を受けた認定新規就農者  
 ☆補助率 2分の1以内の額（上限額：3年総額50万円）  
 ☆活用について  
 ・就農初年度から3年度の間、総額50万円まで活用できます。  
 ・下記の補助対象経費の①～⑤を組み合わせることが可能です。  
 ・補助金の交付は当該年度1回限りです。

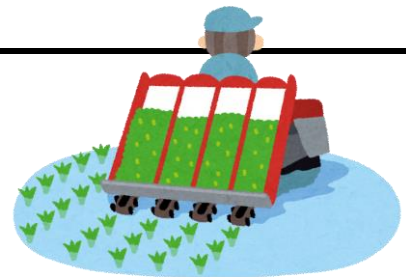


《活用例：令和3年度に認定を受けた認定新規就農者》

モデルケース	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
A氏 経営開始: 令和2年度 作目: 露地野菜+施設野菜	耕うん機の購入		選果機の購入			
	事業費 40万円	補助金 20万円	事業費 60万円	補助金 30万円		
B氏 経営開始: 令和3年度 作目: 水稲+果樹	乗用草刈機の購入		新規作物(シャインマスカット)の導入		ホームページ開設	
	事業費 50万円	補助金 25万円	事業費 6万円	補助金 3万円	事業費 16万円	補助金 8万円
C氏 経営開始: 令和3年度 作目: 施設野菜	活用無し		ビニールハウス増設 ホームページ開設		活用無し	
	-	-	事業費 200万円	補助金 50万円	-	-

## 【補助対象経費】

- ① 農地・機械の賃借料
- ② 農地再生経費、簡易整備経費（土壌改良、畦畔除去など）
- ③ 機械・施設、資機材の導入経費
- ④ 新規作物、新品種の導入に係る種苗費
- ⑤ 加工・販売、販路開拓に要する経費



## 【その他】

補助金の交付を受けたかたは、交付年度を含めて3年度の間、各年度ごとの就農状況報告書を提出することとなります。

◇詳しくは、青森市役所農業政策課までお気軽にお問い合わせください  
 （連絡先） 青森市役所浪岡庁舎 0172-62-1156（直通）